USPTO が 2010 年度版の年報を公表

2010年11月22日 JETRO NY 中槇、横田

米国特許商標庁(USPTO)は 16 日、2010 年度版の年報として「Performance and Accountability Report: Fiscal Year 2010」を公表した ¹。

今般の年報は、先に決定された次期5カ年戦略計画(2010-2015)の項目に沿った形に編集が施されている。

10年度版年報の概要は以下のとおり。

I. 概観

〇カッポス長官(商務次官)メッセージ

冒頭、カッポス長官のメッセージが記され、USPTOは、知財制度を米国ビジネスや起業家、革新者(innovators)に成功を与えるものにすべく発展させていくことに全力を傾けており、10年度は、そのようなUSPTOの目標達成に向けた鍵となる戦略、及びプログラムを詳細に定めた次期5ヵ年戦略プラン(USPTO 2010-2015 Strategic Plan)を策定したことに言及2。そして、USPTOチームは既に特許処理のスピードと品質の向上に向けて多くの取組を開始しているとして、カウントシステムの変更を始め、入口から出口までの全ての処理を電子化する計画を策定中であること、経済における知財制度の役割に関する理解をより発展させるためにチーフエコノミストを採用したこと、グリーンテクノロジー関連出願の審査を早期化するとともに、出願人の選択で審査着手時期の優先付けを行えるような制度の構築に取り組んでいることを紹介している。

他方、このような取組にも関わらず、USPTO は依然として IT システムや出願件数増、 山積みの滞貨(バックログ)など運営上の問題に直面しているとする一方、11 年度も財 政的に厳しい状況となる恐れがある中、確かな財政基盤の整備を課題として、引き続き 政権や議会、ステークホルダーとともに持続可能な財政モデルの実現に努めていきたい としている。

最後にカッポス長官は、09年度の年報と同様に、次の生産的な1年においても、 USPTOがイノベーションを促進し、雇用を創出し、米国の競争力を保証するものになる ようUSPTO職員やステークホルダーと共に取り組んでいくのを楽しみにしていると締め くくっている。

(1)審査の質

特許審査の品質に係る指標については、ステークホルダーからのインプットを受け、これまで使用していた特許査定コンプライアンス率(Patent Allowance Compliance Rate)に代え、本年報より、①特許最終拒絶/特許査定コンプライアンス率(Patent

¹ Performance and Accountability Report: Fiscal Year 2010 (PDF)

 <sup>2
 101006【</sup>米国 IP 情報】USPTO、次期 5ヶ年戦略計画 (2010-2015 年度)の最終版を公表 (PDF)
 参照

Final Rejection/Allowance Compliance Rate)、②特許中間処分コンプライアンス率 (Patent Non-Final In-Process Examination Compliance Rate)の2つを採用。

09 年度に前年度比約 22.9%増の約 48.7 万件と著しい増加を見せていた特許最終 処分件数(意匠特許含む)が、10 年度には、更に前年比約 13.6%増の約 55.3 万件と急 増する中、最終拒絶/特許査定コンプライアンス率は 96.3%、中間処分コンプライアンス率は 94.9%と高い水準となっている。

商標審査における商標最終コンプライアンス率(Trademark Final Compliance Rate)は、96.8%と前年度の 97.6%より漸減したものの、引き続き高い水準を維持している。

(2)出願件数、審査件数、審査期間

10 年度の特許出願件数は約 48.1 万件(対前年度比 4.3%増)、意匠特許出願件数は、約 2.86 万件(同 11.7%増)、商標登録出願件数は約 28.1 万件(同 5.1%増)と、何れも前年度の出願件数を上回った。09 年度の特許出願及び意匠特許出願件数(約 46万件と約 2.56 万件)は、景気後退の影響を受け、ともに 08 年度の件数(約 46.9 万件と約 2.82 万件)を下回っていたが、10 年度は景気後退前の 08 年度を凌ぐ件数となり、順調な経済の回復ぶりを表しているといえる。なお、商標については、08 年度の水準にまでは回復していない。

最終処分件数では、特許が約52.7万件(同15.0%増)と前年度より大幅に増加したが、意匠特許が約2.7万件(同8.4%減)、商標(区分数ベース)が約37.2万件(同13.7%減)と、前年度の件数を下回った。

特許の審査期間は、ここ数年じわりと長期化傾向であった FA 期間が 25.7 月(前年度 25.8 月)と僅かではあるものの久しぶりに短縮された。他方、平均要処理期間は 35.3 月(同 34.6 月)と、ここ数年の長期化傾向が依然として続いている。また、特許(意匠含む)の審査待ち案件数(滞貨)は、出願件数が増加する中、審査件数の大幅増加を受け、前年度から約 1 万件減の約 72.6 万件となり、前年度に引き続き減少傾向となった。商標審査の平均要処理期間は、10.5 月(同 11.2)と改善傾向に変わりはない。

(3)財政基盤

前年度には深刻な財政難に陥った USPTO であるが、10 年度は、持続可能な財政基盤が得られるような財政モデルを構築するための取組を行ってきたとし、具体的には 11 年度大統領予算教書において全額留保や暫定的な特許関係料金の値上げを求めた他、 USPTO への料金設定権限付与、複数年度ベースで運用管理可能とするための運営積立金の創設を議会に求める等しており、そのような方向へ動き始めているとしている。

(4)特許審査官採用

千人以上の特許審査官を採用してきたここ数年の状況と異なり、10年度は276名の特許審査官を採用。ただし、USPTOでは最低限の研修で審査処理に貢献できる知財経験者に的を絞った新たな採用モデルに取り組んでおり、276名の新採用者のうち98名がそのような知財経験者だったとしている。また、離職率を下げるためにコーチングやメンタリングの向上にも力を入れた結果、低い離職率を達成できているともしている。

(5)電子出願

特許の電子出願率は、05 年度の 2.2%と比して、06 年 3 月の新電子出願システムの 稼働から5年が経過した10年度は89.5%と順調な利用拡大を示している。

また、商標については昨年度より従来の電子出願率に代え、出願のみでなく、その後 の中間手続き、最終処分までの一連の手続の電子化率(Applications Processed Electronically)を指標として採用したが、10 年度は 68.1%(前年度 62.0%)とこちらも順 調な電子的やり取りの拡大を示している。

(6)国際問題

ワークシェアリングとして特許審査ハイウェイ(PPH)に言及。10 年度にハンガリー及び ロシアとパイロットを開始し、現在 12カ国と PPH の取組を行っている。06年7月の試 行開始から 10 年 9 月末までに 4.107 件の申請を受理したが、そのうち半数以上の 2.130 件が 10 年度のみに受理したものであるとし、その利用拡大状況を紹介している。 また、PPHの効果として、PPHによる出願が1回目の審査(ファーストアクション)で特 許査定される割合が、出願全体の割合に比べて約2倍であること、同様に最終的な特 許査定率でも約2倍であること、オフィスアクションの数が約半分であること、クレーム数 が約 15~20%少ないことを挙げている。さらに、PCT 出願の国際段階成果物を利用した 特許審査ハイウェイ(PCT-PPH)を開始したことにも言及し、10年度末までに PCT-PPH 実施官庁において合計 45,701 件の PCT-PPH 申請を受理したとしている。

また、同じようにグローバルなワークシェアリングであるSHARE3の取組についても紹 介し、その一環として 10 年度には日本特許庁(JPO)との間で、対応する米国出願の審 査に再利用できるよう、JPOが日本出願のリストを審査結果とともにUSPTOに提供する 合意に至ったと紹介している。

他に、日米欧中韓の5庁の取組を続けていること、他の知財官庁・組織と協力に係る 合意を締結したこと等に言及している。

Ⅱ. 予算及び定員

(1)予算

10 年度の予算額は、当初の歳出予算法上、18.87 億ドル(約 1,566 億円) 4を上限とし ており、20.10 億ドルを上限とした前年度(09 年度)より 1.23 億ドル減少していた。これ は前年度(09年度)においては景気後退の影響を受けた結果、実際の特許関連手数料 収入が 18.74 億ドルしかなかったことから、10 年度の予算編成時には、この景気低迷を 考慮してなされたためであった。しかし、実際の 10 年度料金収入は予想を超え、年度途 中において最終的に当該歳出予算額を超える見込みとなったところであるが、USPTO は法令による特別の手当てがなされない限り、既定の歳出予算額までしか支出できない 仕組みになっていた。そこでUSPTOは議会に働きかけを行い、1.29 億ドルまで追加支

³ SHARE は、①第1庁が第1庁出願を優先的に着手し、②第2庁が第1庁のサーチ・審査結果を利用するという枠組 み。日本は08年4月より「JP-FIRST」として実施、欧州特許庁でも標準的な運用として第1庁出願を優先的に着手。 41ドル=83円で計算(以降同じ)。

JETRO .

出可能となる法律が成立し、最終的なUSPTOの 10 年度歳出予算額は、20.16 億ドル (約 1,673 億円)となった 5 。

なお、本年報には掲載されていないが、2011年度歳出予算法案において、2011年度の予算額は約23.22億ドル(約1,927億円、対前年度比15.2%増)とされているが、この大幅増加の背景として、当該法案にはUSPTOが大統領予算教書で求めた暫定的な特許関係料金の15%値上げが盛り込まれていることが挙げられる。

(表2)歳出予算額の推移 単位: 千ドル

	07 年度	08 年度	09 年度	10 年度	11 年度
歳出予算額	1,771,000	1,915,500	2,010,100	2,016,000	(2,321,724)

⁽注)11年度は現時点の歳出法案の額。

(2)定員

ここ数年にわたり増加の一途であった特許審査官数であるが、10年度においては、僅かであるが減少に転じた。

(表3)定員数の推移

	06 年度	07 年度	08 年度	09 年度	10 年度	増減 (09-10)
政府職員 (federal employees)	8,189	8,913	9,518	9,716	9,507	-209
うち特許審査官	4,779	5,376	5,955	6,143	6,128	-15
うち意匠審査官	104	101	100	99	97	-2
うち商標審査官	413	404	398	388	378	-10

Ⅲ. 出願及び審査実績

(1)特許

特許の出願件数は経済環境の回復傾向を反映して、480,808件(前年度 460,924件)と対前年度比 4.3%増と景気後退前の 08年度をも凌ぐ件数に達した。また、最終処分件数は、526,767件(前年度 457,897件)で対前年度比 15.0%と前年度に引き続き大幅に増加。特許発行件数も、209,754件(同 166,706件)で対前年度比 25.8%という大きな伸びを示し、20万件を超えることになった。

また、FA 期間は、25.7 月(同 25.8 月)と僅かではあるが減少し、長期化に歯止めがかかった状況ではあるものの、平均要処理期間は35.3 月(同 34.6 月)と、依然として長期化傾向にある。平均要処理期間を分野別に見ると(表5)、期間が短縮した分野はなく、化学・材料工学(TC1700)のみが前年度と同期間であり、他の全ての分野において長期化した。

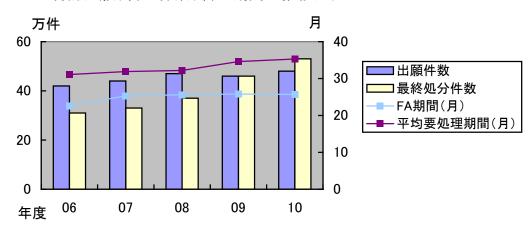
⁵なお、USPTOの最終的な10年度料金収入額は歳出予算額を超える約20.69億ドルとなった。

(表4)特許出願件数、審査件数、審査期間の推移

年度	2006	2007	2008	2009	2010
出願件数	419,760	441,637	468,669	460,924	480,808
最終処分件数	309,689	333,819	368,557	457,897	526,767
特許発行件数	164,115	161,833	156,540	166,706	209,754
FA 期間(月)	22.6	25.3	25.6	25.8	25.7
平均要処理期間(月)	31.1	31.9	32.2	34.6	35.3

⁽注)植物特許(plant patent)、再発行特許(reissue patent)を含む。なお、10年度は暫定値。

<特許出願、審査件数、審査期間の推移グラフ>



(表5)分野別平均要処理期間(月)の推移

年度 テクノロジーセンター(TC)	06	07	08	09	10
平均特許審査期間	31.1	31.9	32.2	34.6	35.3
TC 1600- Biotechnology & Organic Chemistry	34.4	34.3	34.8	35.1	36.0
TC 1700- Chemical & Materials Engineering	32.1	34.4	36.3	37.4	37.4
TC 2100- Computer Architecture, Software, & Information Security	44.0	42.9	42.4	40.7	42.5
TC 2400- Networks, Multiplexing, Cable & Security	-	-	-	40.7	42.7
TC 2600- Communications	42.9	43.1	43.6	42.7	42.9
TC 2800- Semiconductor, Electrical, Optical Systems, & Components	25.4	26.5	28.2	29.7	30.6
TC 3600- Transportation, Construction, Agriculture & Electronic Commerce	29.6	31.6	34.8	35.1	35.7
TC 3700- Mechanical Engineering, Manufacturing, Products & Design	28.2	29.8	32.7	35.5	38.4

(注)植物特許(plant patent)、再発行特許(reissue patent)を含む。

[&]quot;USPTO Performance and Accountability Report" 06 年版~10 年版を基に作成。

(2)意匠

意匠特許の出願件数は 28,559 件(前年度 25,575 件)と対前年度比で 11.7%増加する一方、最終審査件数は 26,782 件(同 29,243 件)と対前年度比で 8.4%減少した。

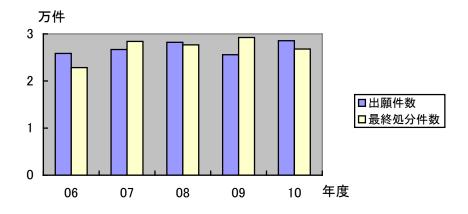
また、意匠特許発行件数は、23,373件(同 23,415件)と、ほぼ同じ水準であった。なお、審査期間を示唆する統計は発見できない。

(表6) 意匠特許出願件数、審査件数の推移

年度	2006	2007	2008	2009	2010
出願件数	25,853	26,693	28,211	25,575	28,559
最終処分件数	22,846	28,408	27,671	29,243	26,782
意匠特許発行件数	19,072	22,543	26,016	23,415	23,373

(注)10年度は暫定値

<意匠特許出願件数、審査件数の推移グラフ>



(3)商標

商標登録の出願件数は、280,649件(前年度 266,939件)で対前年度比 5.1%増加し、 景気後退の影響で大幅に減少した昨年度からは着実な回復が見られる。

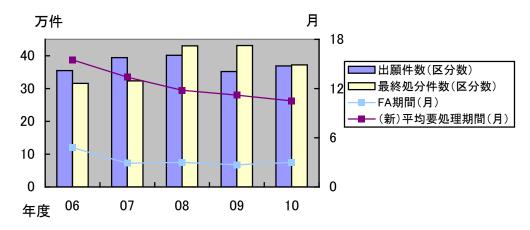
最終処分件数(区分数ベース)は、372,117件(前年度 431,324件)と対前年度比13.7%減少、件数にして約6万件減少し、高い処理実績を継続してきた前年度、前々年度に比べ大きな落ち込みを見せたが、以前として出願件数(区分ベース)を上回る件数を維持している。登録件数(区分数ベース)は、221,090件(前年度 241,637件)と、8.5%の減少。

また、FA 期間は 3.0 月(同 2.7 月)と若干増加。平均要処理期間は、昨年度より従来統計の対象に含めていた処分中断中の案件及び当事者系手続き中の案件を除いて算出した統計の方が、商標出願が処理されるまでの期間としてより優れた指標であるとして、従来の算出方法による期間(旧)に加え、新たな算出方法による期間(新)を統計値として追加したところであるが、旧算出方法による期間が 13.0 月(同 13.5 月)、新算出方法よる期間が 10.5 月(同 11.2 月)と、どちらも短縮傾向に変わりはなかった。

年度	2006	2007	2008	2009	2010
出願件数	275,790	298,796	302,253	266,939	280,649
出願件数(区分数)	354,775	394,368	401,392	352,051	368,939
最終処分件数(区分数)	315,783	323,527	430,343	431,324	372,117
FA 期間(月)	4.8	2.9	3.0	2.7	3.0
平均要処理期間(月):新	15.5	13.4	11.8	11.2	10.5
平均要処理期間(月):旧	18.0	15.1	13.9	13.5	13.0

(表7)商標登録出願件数、審査件数、審査期間の推移

<商標登録出願件数、審査件数、審査期間の推移グラフ>



(4)特許再審查·不服審判

10 年度の査定系再審査(ex parte reexamination)請求件数は 780 件(前年度 658件)で対前年度比 18.5%の大幅増加となった。当事者系再審査(inter partes reexamination)請求件数は、281 件(前年度 258 件)で対前年度比 8.9%と引き続き増加傾向にある。

また、前年度に約2.5 倍という著しい増加を示した査定不服審判(ex parte appeal)請求件数は、12,582件(前年度15,483件)で対前年度比では18.7%の減少となったが、依然として査定不服審判が多用されている傾向に変わりはない。なお、前年度、及び今年度の利用急増を受けて、査定不服審判に係る滞貨件数が17,851件(同12,581件)と急増している。

(表8)	再審査	きませ	数の	堆移
(1)(0)	円畄旦	.耐水	女人 ひノ	1世7夕

年度	2006	2007	2008	2009	2010
査定系再審査請求件数	511	643	680	658	780
うち、権利者からの請求	129	124	87	67	63
うち、第三者からの請求	382	519	593	591	717
当事者系再審査請求件数	70	126	168	258	281
査定不服審判請求件数	3,349	4,639	6,385	15,483	12,582

Ⅳ. 日本発の出願及び登録状況

10 年度、米国における外国居住者による出願及び権利取得状況は(表9)(表10)のとおり。なお、10 年度の国別の特許出願件数は、11 年度の年報において最終値が公表される予定。

外国居住者による出願の米国における特許発行件数(意匠特許含む)は総計で 117,261 件、全体の特許発行件数(233,127 件)の約半数を占める。その内、日本発の 出願に係る特許発行件数は 44,893 件と全体の約 20%を占め、依然大きな存在感を示している。

商標では、前年度出願上位 5 カ国のうちドイツのみ件数が増加した以外は全てが出願件数を減らし、特に日本は前年度第 5 位から第 6 位に低下、登録件数は前年度出願上位 5 カ国の順位に変わりはなく、日本は昨年度同様の第 4 位となっている。

なお、ここ数年、著しい伸びを示している中国(香港除く)発の特許及び商標の出願/登録件数であるが、10年度の特許登録件数は3,060件となっており、順位こそ前年度と変わらず第8位であるが件数は着実に増加(対前年度比39.3%増)している。商標登録件数は減少したものの、これは全体的に減少傾向であるためであり、順位としては第7位に上がっている(表11)。

(表9)特許出願・発行件数上付57

順位	出願件数			発行件数			
順位	国名	10 年度	09 年度	国名	10 年度	09(順位)	
1	日本	N/A	86,456	日本	44,893	37,879(1)	
2	ドイツ	N/A	26,855	ドイツ	12,916	10,279(2)	
3	韓国	N/A	24,066	韓国	11,811	9,401(3)	
4	台湾	N/A	17,974	台湾	9,202	7,958(4)	
5	カナダ	N/A	11,250	カナダ	5,223	4,361(5)	
	総計	N/A	239,772	総計	117,261	96,395	

⁽注)特許の件数には意匠特許が含まれる。

(表10)商標登録出願・登録件数上位5カ国

临八	出願件数			登録件数			
順位	国名	10 年度	09(順位)	国名	10 年度	09(順位)	
1	ドイツ	10,300	11,345(1)	ドイツ	3,759	4,409(1)	
2	カナダ	8,707	8,354(2)	カナダ	3,714	4,084(2)	
3	イギリス	7,727	7,624(3)	イギリス	3,010	3,098(3)	
4	フランス	6,176	5,620(4)	日本	2,344	2,453(4)	
5	スイス	4,750	3,883(7)	フランス	2,154	2,278(5)	
	総計	79,664	77,448	総計	31,855	34,648	

(表11)中国(香港・マカオ除く)の特許出願・発行件数、商標登録出願・登録件数

年度	特	許	商標		
十戊	出願	発行	出願	登録	
2010	N/A	3,060(8位)	2,808(9位)	1,356(7位)	
2009	5,301(8位)	2,196(8位)	2,096(10位)	1,459(8位)	
2008	5,148(7位)	1,684(9位)	2,262(10位)	1,601(9位)	
2007	4,422	1,139	2,364	1,020	
2004	1,708	551	594	358	

⁽注)特許の件数には<u>意匠特許が含まれる</u>。

(了)